

代理人による議決権行使の実務上の取扱い

一般社団法人 信託協会
会長会社 三菱UFJ信託銀行株式会社

代理人による議決権行使の実務上の取扱い

1. 代理人による議決権の行使

- ✓ 株主が議決権を行使する方法には、以下の4つがある。
 - ① 株主が総会に出席し、議決権を行使
 - ② 株主の代理人が総会に出席し、議決権を行使(会310)
 - ③ 株主が総会に出席せず、書面により議決権を行使(会311)
 - ④ 株主が総会に出席せず、電磁的方法により議決権を行使(会312)
- ✓ 代理人による議決権の行使に際しては、委任状(代理権を証明する書面)の提出を要する。
- ✓ 会社は、定款または取締役会決議により、代理人の数等を制限することができる。

(代理人による議決権の行使に関する会社法の定め(会社法310条、会社法施行規則63条5号))

(議決権の代理行使)

第310条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない。

3 第1項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 株主が第299条第3項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

5 株式会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。

(以下省略)

(招集の決定事項)

第63条 (略)

5 法第310条第1項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権(代理人の資格を含む。)を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき(定款に当該事項についての定めがある場合を除く。)は、その事項

※ 投資信託及び投資法人に関する法律10条2項は、以下のように定め、代理人の数の制限を排除している。

「投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、会社法第310条第5項の規定は、適用しない。」

代理人による議決権行使の実務上の取扱い

2. 代理人の資格制限等

- ✓ 一般に、上場会社は定款で代理人の数および資格を「**議決権を有する他の株主1名**」に制限している(※)。
- ✓ 招集の取締役会で代理権(代理人の資格を含む)を証明する方法を定めて、招集通知に記載する事例もある。代理権を証明する方法は、株主本人の議決権行使書用紙または本人確認書類(印鑑証明書等)の提出が多い。

※ 代理人資格を株主に制限することについては、株主総会が攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、合理的な相当程度の制限と認められる(最判昭43・11・1民集22巻12号2402頁)。

(株懇の定款モデル)

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の**議決権を有する他の株主1名**を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(代理権を証明する方法等に関する招集通知への記載事例)

4. 招集にあたっての決定事項

1) 個人の株主様が代理人により議決権行使をされる場合は、原則として、①～③の書類のご提出が必要となります。

①代理人様ご本人の議決権行使書用紙

②代理権を証する書面(委任をされる株主様ご本人の署名又は記名押印のある委任状)

③委任をされる株主様ご本人の議決権行使書用紙、又は委任状に押印された印鑑の
印鑑登録証明書、パスポート、運転免許証、健康保険証その他の委任される株主様
ご本人を確認できる公的書類の写し

※ 代理出席に関して

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することができます。ただし、委任した株主様の署名または記名捺印のある委任状とともに、議決権行使書または本人確認が可能な書面(印鑑証明書、運転免許証等のコピー)のご提出が必要となります。

代理人による議決権行使の実務上の取扱い

3. 株主総会当日の受付での審査

- ✓ 株主総会当日、受付で代理人が委任状を提出した場合(※)、①代理人が提出した委任状が真正かどうか、②受任者である代理人自身が株主であることを確認のうえ、代理出席を認めることになる。
 - ① 委任状が真正かどうかは、委任者(株主本人)の議決権行使書の添付で確認する会社が過半数
 - ② 代理人が株主かどうかは、代理人の議決権行使書用紙の提出で確認するのが一般的
- ✓ 定款で代理人を株主に限定している場合であっても、株主でない代理人の入場を認めることがある。

※ 総会前日までに株主が委任状と本人確認書類を会社に対して提出済の場合、①の審査は事前に済ませておくことが考えられる。
また、総会当日に委任状が提出されるケースはそれほど多くない。

(委任状が真正であることの確認方法(複数回答)) 出典:株主総会白書(2018年版)

印鑑証明書の提出	議決権行使書の添付	免許証等の本人確認書類の提示	特に方針を定めていない	その他	回答社数
42社 2.4%	1,007社 58.3%	300社 17.4%	560社 32.4%	35社 2.0%	1,727社 100%

(株主でない代理人の入場承認の可否(複数回答)) 出典:株主総会白書(2018年版)

定款で株主に限定している							定款で株主に限定していない	回答社数
例外を認めない	同居の親族は認めることがある(※1)	弁護士は認めることがある(※2)	公認会計士は認めることがある	税理士は認めることがある	名義株主の背後にいる実質株主(グローバルな機関投資家)は認めることがある(※3)	その他		
857社 49.6%	170社 9.8%	114社 6.6%	48社 2.8%	14社 0.8%	501社 29.0%	217社 12.6%	61社 3.5%	1,727社 100%

※1 閉鎖型会社において入院中の株主が親族を代理人とするときは、定款の代理人資格制限の効果は及ばない(大阪高判昭41・8・8)

※2 非株主の弁護士について、定款の代理人資格制限の効果は及ぶかどうか裁判例は分かれている(肯定:東京地判昭57・1・26等、否定:神戸地判昭57・3・28)

※3 全株懇「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(平成27年11月13日)参照